

一般競争入札

奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務 一式

入札説明書

只見川電源流域振興協議会

入札説明書

この入札説明書は、奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、只見川電源流域振興協議会が発注する奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務委託契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

只見川電源流域振興協議会
会 長 舟木 幸一

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和6年2月28日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問合せ先

郵便番号 968-0006

住 所 大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

機 関 名 只見川電源流域振興協議会

電話番号 0241-42-7125

F A X 0241-42-7127

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式1）に必要とする事項を記載し、次に示す提出先へ郵送又は持参により提出すること。

日 時 令和5年4月27日（木）午後5時まで（必着）

提出先 郵便番号968-0006 大沼郡金山町大字中川字上居平933番地
只見川電源流域振興協議会事務局 宛

- (2) 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え又は撤回は認めない。

- (3) 中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称

イ 「奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務」

ウ 開札日 令和5年4月28日（金）

- (4) 外封筒には入札書を入れた中封筒と、表に上記（3）の必要事項、担当者及び担当者の連絡先、入札書在中の旨を記載すること。

- (5) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載をすること。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 免除する。

7 開札等

- (1) 開札は、次の日時及び場所で行う。
日 時 令和5年4月28日(金) 午前10時00分
場 所 郵便番号968-0006 大沼郡金山町大字中川字上居平933番地
奥会津振興センター ミーティングルーム
- (2) 開札に先立ち、開札者は上記5で指定する書類を確認する。
- (3) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、日を改めて再度入札に付することができるものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。

8 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、契約書(案)、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務委託契約に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書(様式2)により令和5年4月25日(火)までに只見川電源流域振興協議会長に説明を求めることができる。
只見川電源流域振興協議会長は、同じく奥会津カーシェアリング導入実証事業運営業務委託契約に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書(様式2)により速やかに回答する。
- (2) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札の取りやめ等

入札者が連合(談合)し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 鉛筆書きによる入札
- (6) 日付、記名を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札

11 落札者の決定方法

- (1) 只見川電源流域振興協議会において作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

12 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消することがある。

13 契約条項

契約条項は、奥会津カーシェアリング導入実証事業運營業務委託契約書（案）による。

14 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 968-0006

住 所 大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

機 関 名 只見川電源流域振興協議会事務局

電話番号 0241-42-7125

F A X 0241-42-7127